

IV. 復興への取組

1. 震災復興に関する関係法の制定

(1) 東日本大震災復興基本法(平成 23 年 6 月 24 日公布および施行)の制定について

基本法は、東日本大震災がその被害が甚大であり、かつ、被災地域が広範にわたる等きわめて大規模なものであること、地震および津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点から、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、「復興のための資金の確保」、「復興特別区域制度の整備」その他の基本となる事項を定めるとともに、「東日本大震災復興対策本部の設置」に関する基本方針を定めること等、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

(2) 東日本大震災復興基本法関連法の制定について

①基本法の規定に基づき内閣総理大臣を本部長とする震災復興対策本部を設置、また、復興の基本方針を決定し、同方針の具体化に向けた平成 23 年度第 3 次補正予算が 11 月 21 日の臨時国会で成立。

また、東日本大震災からの復興に関する施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が 11 月 30 日に成立。

②復興特別区域での規制・手続き等の特例および税・財政・金融上の支援を講ずる東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)が 12 月 7 日に成立。

③復興庁の設置・任務等を定める復興庁設置法(平成 23 年法律第 125 号)が 12 月 9 日に成立。

なお、復興庁の設置期間は復興基本方針に定める復興期間に合わせ、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間とされた。

(3) 東日本大震災復興交付金

東日本大震災復興特別区域法は、復興推進計画の作成とこれに基づく交付金の交付で構成され、復興特区法の対象地域は 11 道県 227 市町村に及んでいる。宮城県では全 35 市町村が対象地域となっている。

復興交付金事業計画に基づく復興交付金は、地方公共団体が国の補助金を受けるにあたり、事業毎に必要な申請について 1 本の計画を提出することで、計画に含まれる全ての事業をパッケージで財政的な支援を受けることができ、地方公共団体は、復興地域づくりに必要な事業として一括化された基幹事業の中から地域のニーズに合ったものを選択でき、さらに、基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する効果促進事業等のための資金が確保される。

(4) 農村地域復興再生基盤総合整備事業

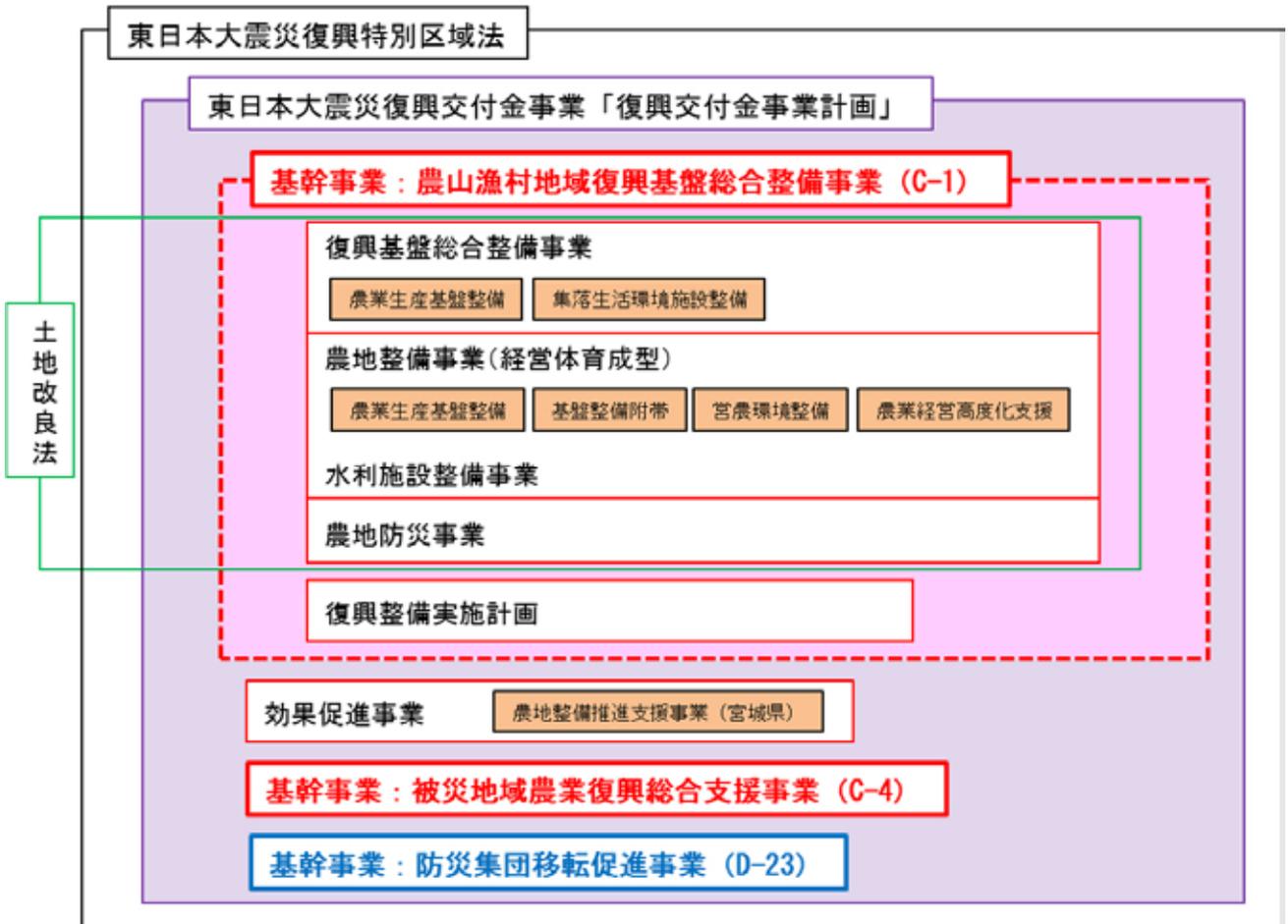
甚大な被害を受けないものの、農地の流出や冠水等の被害が認められた市町村においても、東日本大震災からの復興に関する計画において、農地等の復興・再生を行うべく事業計画が定まっている場合、津波による被害を受けた区域、これに密接して一体的に復興・再生を図る必要がある区域であって、復興交付金事業計画に記載されていないことを条件として、平成 25 年 2 月 26 日に事業制度が立ち上がった。

本県では 15 市町が対象となっている。

2. 東日本大震災復興交付金事業への取組

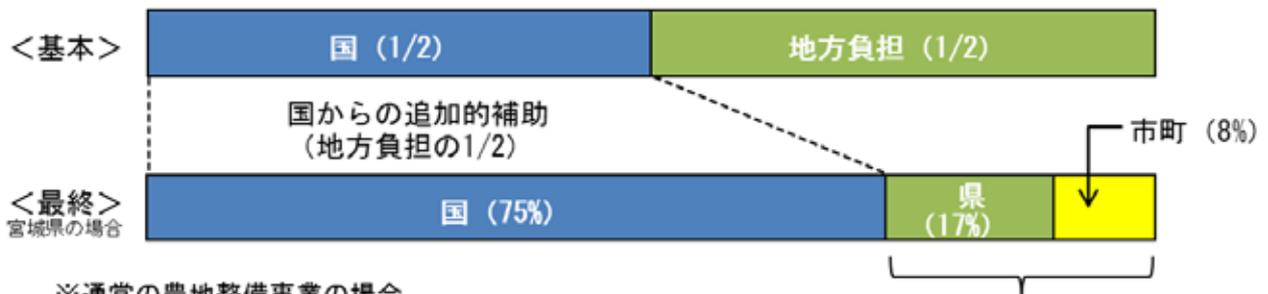
宮城県は、効率的な土地利用と営農方式の導入による地域農業の「再構築」のため、被災市町からの要請を踏まえ、東日本大震災復興交付金の基幹事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業等）を活用し、「復興まちづくり計画」と調整しつつ、防災集団移転跡地の再編など土地利用の整序化を図るとともに、競争力のある農業経営体を育成するため大区画ほ場整備を中心とした農地の抜本的な再編整備に着手した。

(1) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金事業の枠組み



1) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (C-1)

「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」は、農山漁村地域の復興に必要な農地・農業用施設等の生産基盤や、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備のほか、農地・宅地の一体的な整備等、被災地域の多様なニーズに対応した事業を実施するもの。



※通常の農地整備事業の場合
国50%、県27.5%、市町10%、農家12.5%

地方交付税の加算による手当
(復興特別交付税)

2) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (C-1)の効果促進事業

復興交付金事業で実施するほ場整備については、土地利用計画や担い手選定など、短い期間の中で多くのことを決めなければならないことが多く、また、営農再開への心境が兼業農家や専業農家、農業機械や農業施設の被災度合いによっても異なり、合意形成にはかなりの時間と労力が必要であったため、効果促進事業の活用や宮城県の農村地域復興支援事業により、ワークショップや説明会を何度も開催し、地元農家の意向を踏まえた事業実施計画を作成、事業効果の促進を図った。

3) 被災地域農業復興総合支援事業 (C-4)

「被災地域農業復興総合支援事業」は、次世代を担う競争力のある農業経営体の育成を目指し、各市町が策定した復興計画や経営再開マスタープランに掲げた農業復興を実現するため、市町村が農業・加工施設やハウス、乾燥調整貯蔵施設の他、大区画ほ場に対応できるトラクターや田植機等の農業用機械を整備・購入し、被災農業者に無償で貸し出す事業を実施するもの。

○被災地域農業復興総合支援事業の事業実施主体と負担割合

事業実施主体：市町村

負担割合：国 1/2 市町 1/2 (別途、地方負担軽減処置を講じる)

補助対象：加工施設、ハウス、乾燥調整貯蔵施設、トラクター、田植機等



▲写真 イチゴハウス (亶理町)



▲写真 ライスセンター (岩沼市)



▲写真トラクター (南三陸町)

なお、この事業と農山漁村地域復興基盤総合整備事業によるほ場整備を組み合わせることにより、施設や営農機械が全て流出し、住宅など生活基盤復旧への支出も見込まれ、現実的な営農再開について見通しが立たなかった被災農家に対し、復興の後押しとなる重要な事業とになった。

▼表 被災地域農業復興総合支援事業の実施状況(平成27年度迄)

番号	市町村	事業名称	申請回数	事業内容
1	仙台市	農業用施設整備等	3	格納庫, 各種農業機械, 乾燥調製施設等
2	名取市	被災地域農業復興総合支援事業	6	格納庫, 各種農業機械, 乾燥調製施設等
3	岩沼市	被災地域農業復興総合支援事業	3	各種農業機械, 乾燥調製施設, 園芸施設等
4	亶理町	亶理町いちご団地造成事業 他	5	ハウス, 選果場, 各種農業機械等
5	山元町	山元町いちご団地化整備事業 他	7	ハウス, 出荷調整貯蔵施設, 各種農業機械等
6	七ヶ浜町	農業復興共同乾燥調製施設等整備事業	3	ミニライス, 各種農業機械等
7	石巻市	共同乾燥調整貯蔵施設整備事業 他	6	乾燥調製施設, 鉄骨ハウス, 各種農業機械等
8	東松島市	大曲地区農業復興総合支援事業 他	7	乾燥調製施設, 育苗施設, 各種農業機械等
9	気仙沼市	階上・大谷地区農業復興総合支援事業他	2	穀物乾燥場, 格納庫, 各種農業機械等
10	南三陸町	田の浦地区農業用機械・施設整備 他	5	穀類乾燥調整施設, 格納庫, 各種農業機械等

3. 復興への取組～創造的な復興へ～

(1) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業等実施地区の概要

宮城県では、被災市町からの要請を受け、東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業）で、大区画ほ場整備を中心とした農地の抜本的な再編整備を実施中である。

また、国においても仙台市からの要請を受け、直轄農用地災害復旧関連区画整備事業で大区画ほ場整備を実施中である。

▼表 直轄農用地災害復旧関連区画整備事業（単位:ha,億円）

番号	地区名	地区面積	受益面積	関係市町村	総事業費	備考
1	仙台東	2,244	1,978	仙台市	316	農地整備

▼表 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（単位:ha,億円）

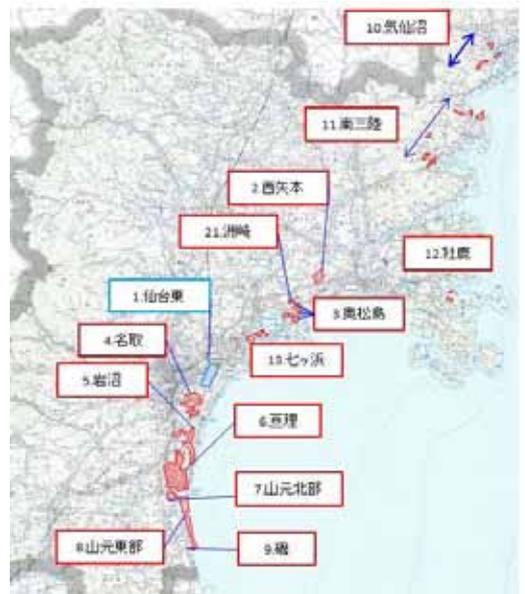
番号	地区名	地区面積	受益面積	関係市町村	総事業費	備考
農地整備事業（震災後新たに取り組む地区）						
2	西矢本	238	197	東松島市	36	
3	奥松島	184	141	東松島市	40	
4	名取	798	646	仙台市,名取市,岩沼市	126	
5	岩沼	770	643	名取市,岩沼市	119	
6	亶理	1,430	1,096	亶理町	212	※
7	山元北部	157	123	山元町	27	
8	山元東部	632	423	山元町	116	
9	磯	56	40	山元町	14	
復興基盤総合整備事業（震災後新たに取り組む地区）						
10	気仙沼	100	57	気仙沼市	26	
11	南三陸	161	87	南三陸町	31	
12	牡鹿	38	22	石巻市	10	
13	七ヶ浜	143	119	七ヶ浜町	26	
計13地区	計	4,707	3,594	-	783	
農地整備事業（震災前からの継続地区）						
14	大川	477	413	石巻市	26	
15	北上	341	294	石巻市	24	
16	飯野川	360	321	石巻市	4	
17	三輪田	131	113	石巻市	15	
18	真野大谷地	179	160	石巻市	4	
19	大曲	159	128	東松島市	21	
20	玉浦中部	113	100	岩沼市	4	
計7地区	計	1,760	1,529	-	98	
小計		6,467	5,123	6市4町	881	
水利施設整備事業,農地防災事業（震災前からの継続地区）						
21	洲崎	-	88	東松島市	4	排水機場,排水路
22	柴島	-	881	亶理町	20	排水機場,排水路
23	牛橋	-	466	山元町,亶理町	7	排水機場
計3地区	計	-	1,435	-	31	
小計		-	1,435	1市2町	31	
合計		-	-	6市4町	912	

※:亶理地区の土地改良法手続きについては7地区に分けて実施

注1 総事業費は復興交付金のみの総事業費

(農地整備事業は促進費を除く。)

注2 地区面積・受益面積及び総事業費は変更の可能性がある。



▲図 震災後新たに取り組む地区位置図



▲図 震災前からの継続地区位置図(東部管内)



▲図 震災前からの継続地区位置図(仙台管内)

4. 各種事業制度を活用した取組

復興に当たっては、宮城県震災復興計画の基本理念である『壊滅的な被害からの復興モデルの構築、「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」』を実現するため、農用地や防災集団移転促進事業で市町が買取した宅地等の移転元地などの非農用地を換地の手法で整理する“土地利用の整序化”の取組や、平野部の地形勾配がほぼないという特徴を生かした“新たな標準区画(2ha区画)の取組”，さらには地盤沈下による水利施設の維持管理費のかかり増しに対応するため、再生可能エネルギーの導入や情報基盤整備などを実施する農村地域再生復興基盤総合整備事業に取り組んでいる。

(1) 土地改良換地制度を活用した復興まちづくりとの連携

防災集団移転促進事業で、市町が買取した宅地等の非農用地を農地整備事業の一定の地域に含め、土地改良換地制度を活用して非農用地と農用地の集積・再配置を行い、防災公園等の公共用地の創設や企業誘致などの「復興まちづくり計画」と、大区画ほ場整備を通じた農地の面的集積や経営規模拡大による競争力ある経営体の育成を行う「農業振興」を一挙に実現していく。

現在、集積する非農用地は、5市4町12地区の178haあり、一部の地区では、既に住宅や農業施設が建設されているところもある。

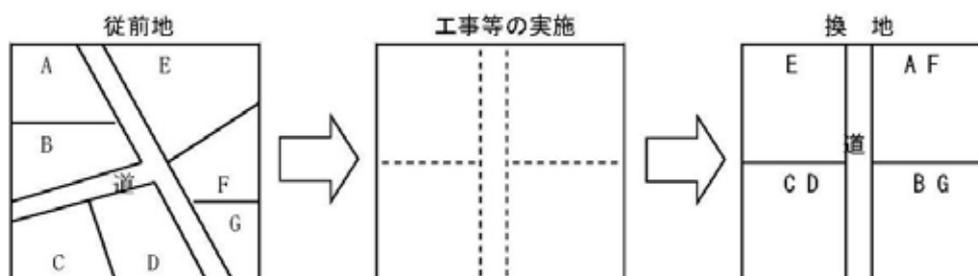
① 土地利用の整序化

- 「土地利用の整序化」とは、土地改良事業の換地制度を活用し、農地と住宅跡地等の非農用地の土地利用を一体的に秩序立てて整え、大区画ほ場等の優良農地の整備と併せて公共用地等の創出を行うなど、市町の復興計画の実現に向けた効率的かつ合理的な土地利用を行うための取組である。
- 県では、市町の復興計画を実現する上で必要な公共用地の創出等にかかる土地利用について調整を図ることとしており、農地が大宗を占める地区に防災集団移転後の住宅跡地等が点在する場合、当該用地を含めた土地利用の整序化についても可能な限り対応することとしている。

<土地改良換地制度>

換地とは・・・

ある地域全体の区割区画等を一旦白紙とし、工事などにより新たな土地の区画形状を設定して、工事前の土地（従前地）及びその権利関係等を、工事後の新たに定める土地（換地）に移動させ、関係権利者をメンバーとした「権利者会議」の議決により決定する。



▲図 換地イメージ図

換地のメリット

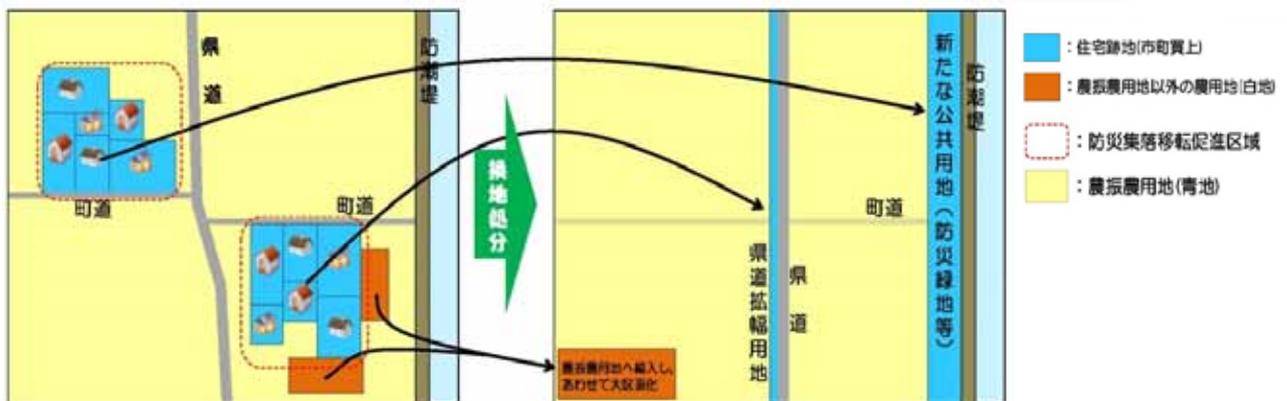
- 1) 一切の処理が個別の契約によらず、行政処分手続きにより行われる。
- 2) 土地及び権利の変動が一挙に処理できる
- 3) 登記処理が比較的簡単に行える。

② 土地利用の整序化を通常の交換契約で行う場合



- 成立条件：関係者全員の合意と未相続地がないこと
- デメリット：事務処理が天文学的に複雑，登記関係費用が必要，所得税の申告と課税不動産取得税の課税，工事を行う場合は土地所有者等の権利者の承認 など

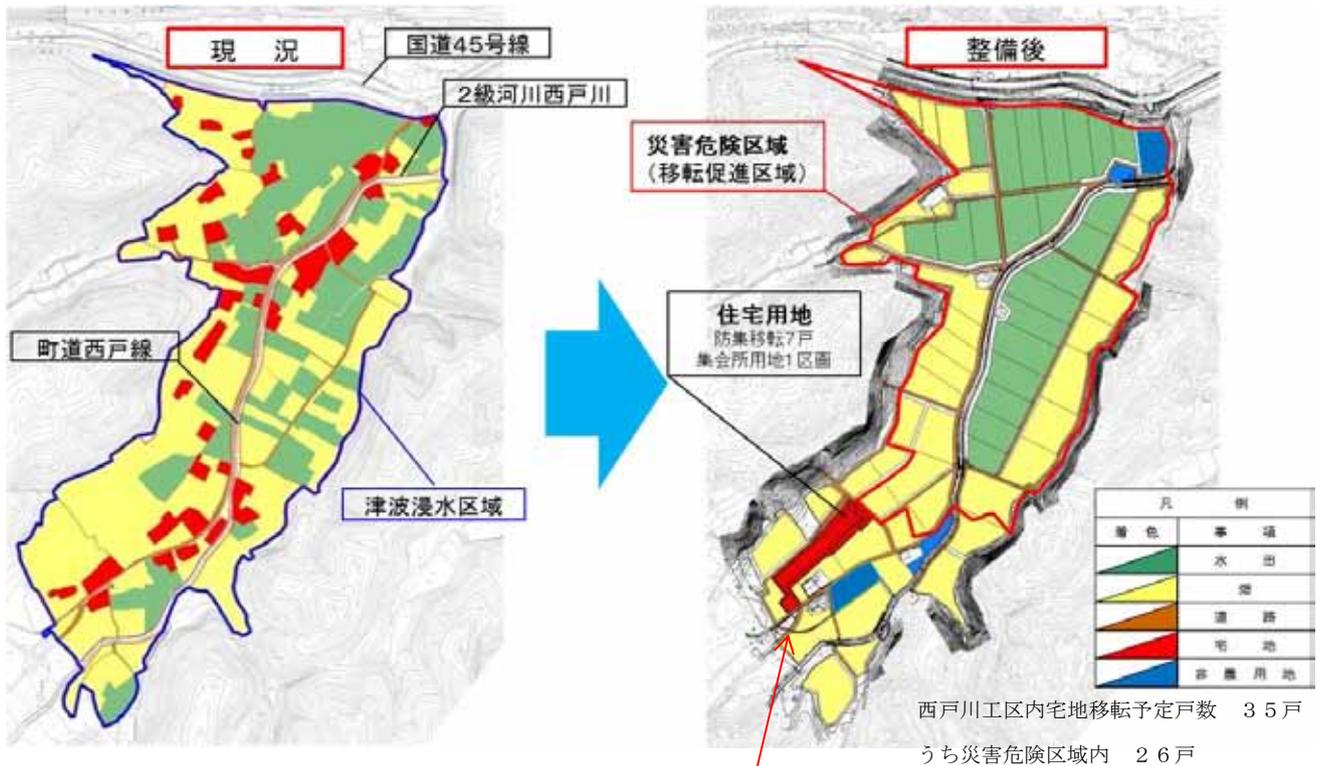
③ 土地利用の整序化を土地改良換地制度で行う場合



- 成立条件：権利者会議者の議決
- メリット：事務処理の簡素化，登記関係費用の軽減 など

④ 土地利用の整序化を取り入れた整備計画例

<南三陸地区西戸川工区(南三陸町)>



▲写真 西戸川作付け状況(H28.3)



▲写真 住宅移転用地造成状況

<気仙沼地区杉ノ下工区(気仙沼市)>

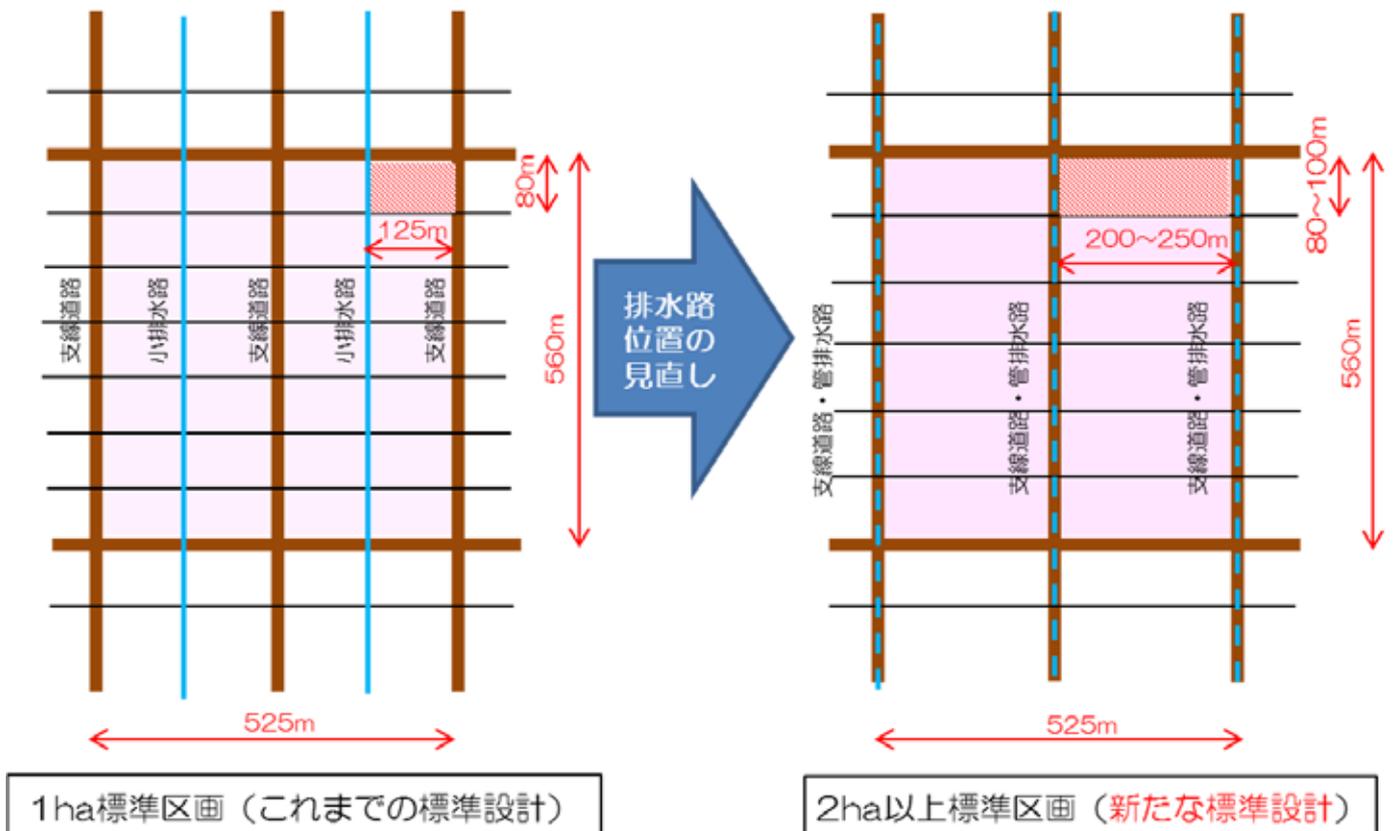


○農山漁村地域復興基盤総合整備事業の土地改良換地制度を活用して、宅地跡等の非農用地を集積・再配置
⇒コミュニティー広場としての活用に加え、点在している企業用地等を集積することで復興にむけた取り組みを支援することとしている。

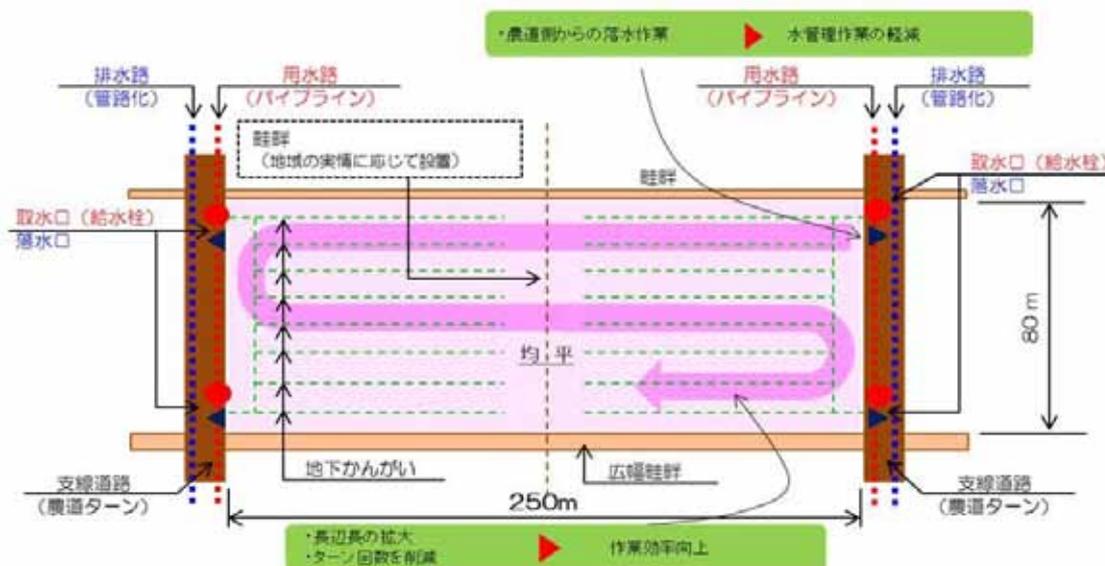
(2) 新たな標準区画（2ha区画）の導入

- 県では、「みやぎの農業・農村復興計画」を踏まえ、「市町の復興計画」等との整合を図りながら、水田の大区画化や農地の利用集積による大規模な土地利用型農業、団地化による生産性の高い施設園芸等、収益性の高い農業生産の実現と、新たな時代の地域農業を担う競争力のある経営体の育成を目指している。
- これらを実現するために、東日本大震災復興交付金を活用して、県が事業主体となって実施する農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）の地区においては、地形や土壌などの自然条件等を勘案し、地元との合意形成のもと、2ha以上を標準区画とした生産基盤の整備に取り組むこととした。
- なお、地元との合意形成が速やかに進まず、従来どおりの1ha区画とする場合であっても、ほ区均平を実施し、中央に設置した畦畔を撤去することで2ha以上の大区画化が可能となる区画計画により農地整備を推進していく。

<標準区画図（1ha区画・2ha以上区画）>



<標準区画計画図（2ha区画）>



1) 用水施設

- ・水管理作業を軽減するためパイプラインとし、ほ場の四隅に給水栓を設置
- ・地域の要望に応じて、耕区長辺に沿って素掘りの額縁明渠を設置し、湛水時間の短縮と均等化

2) 排水施設

- ・農道沿いに設置した水路の一部は、管渠化することで草刈り等の管理作業を省力化
- ・ほ場の四隅には落水口を設け、額縁明渠により表面排水を促進

3) 道路施設

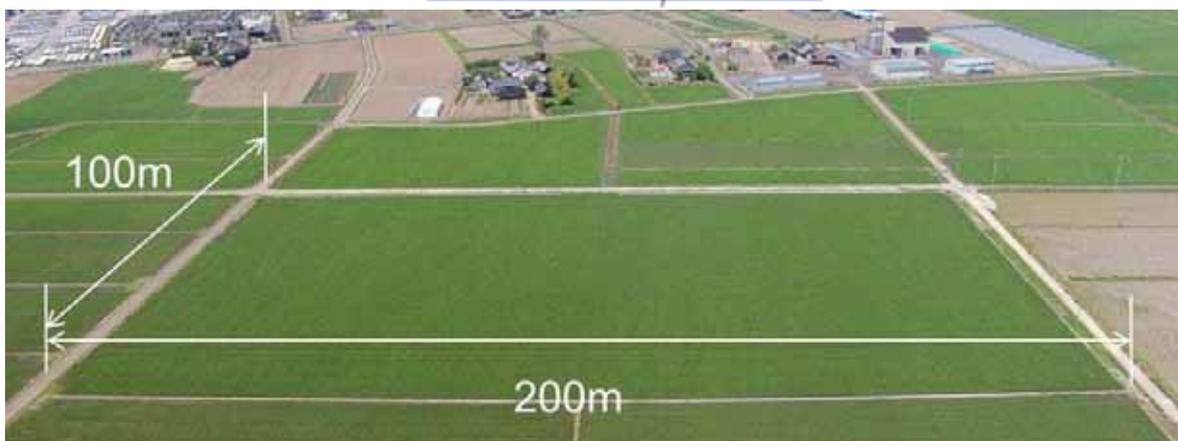
- ・短辺方向の両側に設置し、給水栓や落水口などの管理にかかる作業性を向上
- ・農道ターンを設置することで労働時間の短縮に加えて、隣接した長辺方向の連続作業が可能

4) 畦畔

- ・広幅畦畔(B=2.0m)を設置することで、ほ場内への薬剤散布や畦畔の草刈作業を効率化
- ・一般型(B=0.5m)と広幅型が交互に設置された畦畔のうち、その一方を撤去することで4haの巨大区画化が可能
- ・地元との合意形成が進まず、従来どおりの1ha区画とする場合でも、ほ区均平を行い、耕区中央部に畦畔を設置しておくことで、将来、中畦畔の撤去により大区画化が可能

期待される効果

1	基幹3作業（耕起、代掻き、田植え）
	時間の削減率 約15%
2	草刈り作業面積の削減率 約80%
3	水管理作業時間の削減率 約10%



(3) 再生可能エネルギーの取組み

広域的な地盤沈下の影響による排水経費の増大や復興事業により新たに造成される農業水利施設の維持管理経費が増大している。

このことから、太陽光発電施設を整備し、電気事業者に供給して得られる売電収入により、農業者の負担軽減を図り、将来への安定的な農業経営の実現を図っている。

県内では、石巻第2、東松島、岩沼藤曾根、亶理・山元第2の4地区において事業を実施している。



▲図 岩沼藤曾根地区設置イメージ



(4) 農村地域復興再生基盤総合整備事業

地盤沈下等の被害を受けた被災地とその周辺地域とを一体的に整備するため、農村地域復興再生基盤総合整備事業を進めている。

(単位：ha, 億円)

番号	地区名	地区面積	受益面積	関係市町村	総事業費	備考
農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)(新規地区)						
1	二俣南	139	123	石巻市	22	
2	川前四	37	33	東松島市	5	
3	多賀城	283	252	多賀城市	56	
4	岩沼西部	217	188	岩沼市	43	
5	岩沼北部	116	98	岩沼市	23	
農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)(震災前からの継続地区)						
6	蛇沼向	361	285	美里町、石巻市、東松島市	42	
7	青木川1・2期	268	226	美里町、石巻市、東松島市	27	
8	下志田1・2期	168	149	大崎市、松島町	14	
9	河南4期	117	104	石巻市	11	
10	東小松	161	137	東松島市	14	
11	鹿又	660	585	石巻市	85	
12	広瀬沼	790	698	石巻市	109	
13	上福田	47	38	東松島市、美里町	9	
14	小川	187	160	岩沼市、名取市	15	
計14地区	計	3,551	3,076	-	475	
農村地域復興再生基盤総合整備事業(復興再生基盤総合整備事業)						
1	石巻	-	4,551	石巻市	6	水管理システム
2	名取	-	3,569	名取市、岩沼市、仙台市	11	水管理システム
3	亶理・山元	-	4,655	亶理町、山元町	11	水管理システム、農業用排水
4	仙台東	-	2,292	仙台市	12	水管理システム、農業用排水
5	東松島	-	6,193	東松島市、石巻市	11	太陽光発電、水管理システム
6	岩沼藤曾根	-	3,569	岩沼市	10	太陽光発電
7	亶理・山元第2	-	4,655	亶理町、山元町	10	太陽光発電
8	石巻第2	-	4,551	石巻市	5	太陽光発電
計8地区	計	-	34,035	-	76	
小計	-	-	37,111	9市4町	551	
農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業)						
1	上田	-	18	石巻市	1	排水機場(団体営)
2	手檣	-	145	松島町	15	排水機場
3	石巻中部	-	1,125	石巻市	40	排水機場、排水路
4	宝塚	-	238	多賀城市	6	用水路
5	高館	-	74	名取市	8	排水路
6	赤井堀	-	941	東松島市	2	排水路
計6地区	計	-	2,541	-	72	
小計	-	-	2,541	4市1町	72	
合計	-	-	-	9市4町	623	

(注1)

農地整備事業の総事業費は促進費を除く。

(注2)

地区面積・受益面積及び総事業費は変更の可能性がある。

(注3)

農業用排水：農業用排水施設整備
水管理システム：情報基盤施設整備
太陽光発電：地域資源利活用施設整備

5. 災害協定の締結

東日本大震災を契機に、宮城県南部地域で実施している国営造成施設管理体制整備促進事業「角田地区、亘理地区、名取川地区」に関係する「あぶくま川水系角田地区土地改良区」、「亘理土地改良区」、「名取土地改良区」の3土地改良区においては、平成27年2月9日に、「大規模災害時における相互応援に関する協定」を締結した。

本協定は、大規模災害時に於いては土地改良区間の相互応援の協力体制や、地域防災の構築を図ることを目的とし、県内で初めて締結されたものである。

この他、宮城県では国営造成施設管理体制整備促進事業を実施している県内8土地改良区を対象に、平成24年度に土地改良区の保有する資材や機材の保有状況調査を、また、平成25年度には各土地改良区に在籍する有資格者の調査を行い、土地改良区間でどのような応援ができるかなど、人と物資の協力体制についての現状把握を行ってきており、県内全域においての土地改良区間の相互応援体制等が構築できるよう支援している。

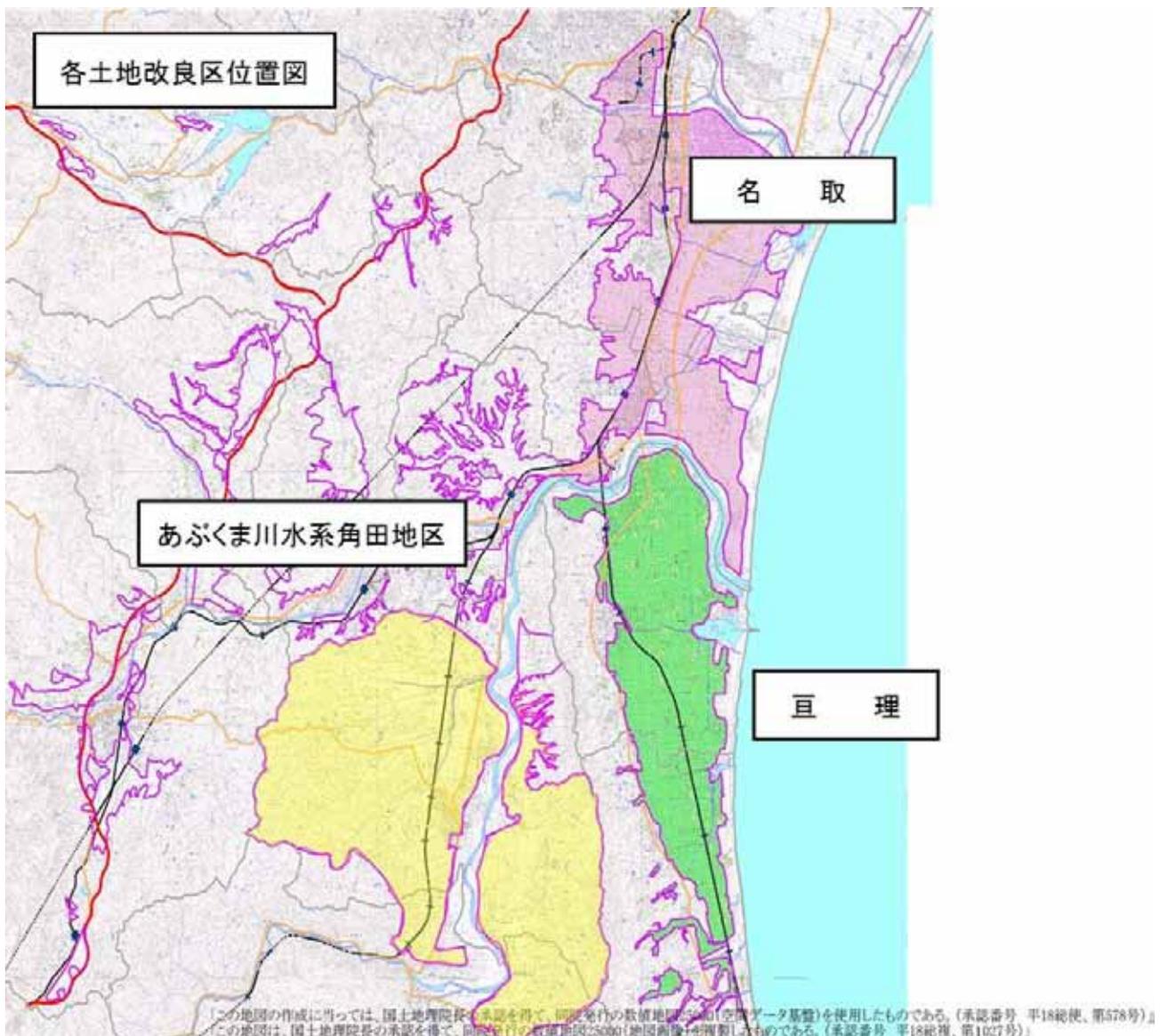
(参考「あぶくま川水系角田地区、亘理地区、名取川地区」)

大規模災害時における相互応援に関する協定書 (連絡体制図)





▲写真 平成27年2月9日 災害協定書の調印状況



▲図 「あぶくま川水系角田地区、亘理地区、名取川地区」位置図